

平成20年 第6回
教育委員会定例会会議録

平成20年6月10日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2259号

平成20年第6回定例会

日 時 平成20年6月10日（火） 午前10時02分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委員長職務代理者	横 矢 真 理
	委 員	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
--------	-------	-------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参 事	山 本 修
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶 務 課 庶 務 係	常 盤 茂

「議題等」

第1 会議録の承認

第2253号 第3回定例会（平成20年3月11日）会議録

第2254号 第1回臨時会（平成20年3月25日）会議録

第2255号 第2回臨時会（平成20年4月1日）会議録

第2 審議事項

- 1 議案第27号 学校選択希望制の見直しについて
- 2 議案第28号 港区立生涯学習館条例の一部改正について
- 3 議案第29号 港区立図書館設置条例の全部改正について
- 4 議案第30号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について

第3 教育長報告事項

- 1 港区青少年委員の委嘱について
- 2 港区体育指導委員の委嘱について

- 3 平成20年度夏季学校プール開放について
- 4 生涯学習推進課の5月行事实績・6月行事予定について
- 5 図書館・郷土資料館の5月行事实績と6月行事予定について
- 6 6月の指導室事業予定について

「開 会」

○横矢委員長職務代理者 おはようございます。

平成20年第6回港区教育委員会定例会を開催します。

澤教育委員長から、所用のため欠席届が提出されております。委員長職務代理者として司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時02分)

「会議録署名委員」

○横矢委員長職務代理者 本日の署名委員は高橋委員にお願いします。

一言言いたいのですが、一昨日秋葉原で大変な事件が起きてしまいました。連鎖的な事件が続くのではないかと予測されます。あの後だけでも、昨日も小学校5年生の子が連れ去られて無事確保されました。ナイフで切りつけられた子どももいますし、高校ですか、学校にナイフを持った男が侵入というようなことも立て続けで起きておりますので、細心の注意を払って、子どもたちを安全に学校で暮らせるように見守っていきたいと思います。

第1 会議録の承認

○横矢委員長職務代理者 では早速日程に入ります。

日程第1、会議録の承認。第2253号、平成20年3月11日開催、第3回定例会。第2254号、平成20年3月25日開催、第1回臨時会。第2255号、平成20年4月1日開催、第2回臨時会。承認ということによろしいですか。

(異議なし)

第2 審議事項

1 議案第27号 学校選択希望制の見直しについて

○横矢委員長職務代理者 では日程第2。審議事項1、学校選択希望制の見直しについて、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー1をご覧くださいと思います。議案第27号、学校選択希望制の見直しについてでございます。

前回、5月13日の当委員会で、皆様の方にご議論いただきました。その議論をもとに今回修正をし、お出ししているものでございます。

内容の説明に入る前に、前回の議論の振り返りをまとめておりますので、資料の後ろから2ページ目になりますが、ご覧いただければと思います。前回の発言要旨を主なものをまとめております。

前回の議論では、「きょうだい」枠については廃止するのはやむを得ないということの方向の議論がございました。その一方で、保護者のアンケートでは選択制について7割の方が継続を望んでいる。その一方で、選択制自身がどうなのかという地域からの意見も聞くということで、こういったパーフェクトな制度でないことは確かだけれども、やはり学校の魅力に基づいて学校を選んでいた

だくのは大事というご意見もございました。

前回お出しした文章のポイントの引き方が違うので整理が必要というご意見をいただきました。

それと、選択制導入以前においても、学区外からの入学者は一定程度いて、導入後は小学校では25%程度でおさまっておりますが、それは良い動きだと思うというご意見。

中学校が50%近くまでいっているのは、中学生自体は行動範囲も広いし、大きな学校を選ぶお子さんもいれば、落ち着いた環境を選ぶというニーズもあるということではないかというご意見。

選択制ができたからといって、地域が希薄になったというのは感情論であるということのご意見。

地域と学校の連携をとるために、小学校に子どもを縛りつける。要するに学区域の学校に行かせるといったことで、地域の連携が本当にとれるのか。地域そのものがもっと活性化する方向でいくべきではないかというご意見がございました。

地域との連帯について、こうあるべきという、教育委員会として意見を入れたらどうかというご意見。保護者と地域のかかわり合い、そういったものを例示してみてもいいのではないかということ。

学校は住民がいて、そこで教育を受けさせたいということで学校ができていますので、学校と親、地域が話し合っただけでより良い環境をつくっていく、それが大切ではないか。それが地域の活性化につながっていくというのが良いのではないかと、こういった努力を怠ってはいけないうのではないかと。教育委員会としても、そういったものに働きかけをしていくべきであるというご意見がございました。

そういったご意見を受けまして、1ページをおめくりいただいて、一番最後の資料になるのですが、前回の教育委員会資料との変更点ということでまとめております。前回は大きく四つの項目立てで書いておりましたが、今回は六つの項目立てにしております。前回のものはまず就学についての考え方ということで、教育委員会として、就学について基本的に学区域の学校に通うのが望ましいという構成から入りまして、2番目として、通学区域の学校と学校選択希望制度ということで、ここで制度の目的、アンケートの結果、選択制の効果という形で記載をしておりました。次に就学にあたって保護者をお願いしたいこと。最後に学校選択制の変更についてということで、「きょうだい」枠の廃止を載せておりました。

今回お出ししているものは大きく構成を変えて、まず1番目に、学校選択希望制の導入の背景とここには目的も併せて書いております。2番目として、利用の状況でございます。これは小学校がおおよそ学区外からの希望者が25%程度いるということ、中学校では50%は学区外から来ている状況がありますという形のものとして導入の効果を書いております。3番目として、制度の見直しの検討と意見ということで、選択制の課題がどのようなものがあるのか。それに対して保護者からのアンケート結果はどうか。保護者からの意見聴取の結果、そういった事実についてここには記載しております。4番目として、小学校の通学区域の考え方と就学先ということで、現在、港区の学校選択制というのは、通学区域制度を基本にして学校選択制度を構成しておりますので、まず通学区域とは何かというところを書いております。その上で、家庭と学校と地域社会が連携が必要であるということをここで書かせてもらいました。また、地域行事の例、学校を中心に地域行事が展開されているような例をここに記入しております。そういった形で構成をしております。5番目に学

校選択制の見直しということで、まず1点目が「きょうだい」優先枠の廃止、2点目が通学上の安全確保の徹底、3点目として、学校情報の提供とした上で、最後に6番に保護者をお願いしたいことという構成にしております。

それでは、最初に戻りまして、学校選択制の見直しについて、2ページ目、(案)という形で書いております。

まず、今回は最初に学校選択制の導入の背景ということで、港区教育委員会ではというところから始まりまして、魅力ある学校教育の推進の一つと、特色ある学校づくりの推進という、これらの方策の一つとしても学校選択制を導入したことを書いております。この制度は、開かれた学校づくりの推進とか、教職員の意識の変革と保護者の学校選択の意思の尊重と保護者の自覚と責任を高めることを目的として取り入れたということです。この学校選択制の導入により、学区域の学校を原則としつつも、他の学区域の学校にも入学可能となっていますとしております。

2番目ですが、利用の状況でございます。これは現在6回選択制を実施してきておりますが、利用状況としては小学校で25%、中学校で50%が実際に選択制を利用して就学している。その効果としましては、学校自体の教育活動、取り組みとか、特色ある学校づくりで取り組むようになったこと、保護者の関心が高まったこと、学校公開、ホームページ等、学校側の情報を熱心に発信するようになったことなどが見られると書いております。

3番目、制度の見直し検討と意見でございますが、昨平成19年5月に、教育委員会内の検討組織でございますが、「学校選択希望制検討会報告書」という形でとりまとめを行っております。その中では課題として5点、指摘をされておまして、まず、特定の学校に選択者が希望する、希望者が集中しているため、希望どおりに入学ができない状況も出ている。2番として、その一方で小規模化している学校もあります。3点目として、「きょうだい」の優先枠があることで、抽せん実施校では無抽せん入学できる弟妹が、学区外からの入学者の半数以上を占める状況にあります。4点目としては、登下校時の安全確保がより一層徹底して求められていますということ。5点目として、学校、PTA、地域行事への保護者の協力や参加が難しくなった傾向が見られるということで5点を挙げています。

一方、保護者へのアンケートの結果では約7割が継続を希望しているということ。しかも選択の範囲につきましては、小中とも現行制度のままを希望する者が多ございますが、小学校では全区域から選びたいという希望も一定程度あるということになっております。学校選択にあたって、どういう理由で学校を選択するかというのは、学校が近い、友人関係、父母・兄弟と同じ学校などの理由で学校選びがされている状況もあるということです。もう一つ、保護者からの意見聴取。これは中学校区単位にあります共育懇談会で、子どもが意見を聴取してきた結果でございますが、学校選択制自体を否定する意見は少ないものの、学校と家庭、地域の連携はあまり進展していないとの意見があるということ。

学校選択に対する関心は高まったが、入学後、学校に対して非協力的な保護者がふえたこと。

学校情報の提供につきましては、学校公開とかを子どもはやっているのですが、保護者と教育委員会との間に受け取り方にだいぶ差があるようで、保護者からは風評に左右されないような判断材

料としての情報を提供してほしいという要望がこれはかなりございます。

4 番目に、小学校の通学区域の考え方や就学先ということでございます。現行の学校選択希望制は通学区域制度を基礎としたものです。教育委員会ではあらかじめ各学校に対応した地域区分を行っておりまして、その住所に住んでいるお子さんはその当該学区にある学校に通いますという制度をもとにしております。これを通学区域制度と呼んでいます。これを原則としていますので、通学区域の学校へ入学を希望する子どもについては、当然、これは選択制云々ではなく、当然に受け入れを決めています。その上で学校選択希望制による一定のルール、条件のもとで他学区への入学も可能としているということでございます。

子どもたちの成長というものには、家庭だけでなく、学校や地域社会、さまざまな場面を通じてということで、その学校と家庭と地域の相互が役割分担しながら子育てをしていかななくてはいけないということを書いております。また、一方で、学校という施設は地域社会における中核的な役割を担っている場としての役割もあります。そこで、地域で行われる行事の例をここで記載しております。いろいろな映画鑑賞、スポーツ大会、もちつき大会、PTA活動の一つとして防犯パトロールなど、いろいろな活動が行われていますし、学校は震災時の避難所としての指定もされていますので、子どもたちでなく、大人も学校という施設を中心にして行われる行事や活動を介して、顔見知りになって、相互に交流を深めていく機会が多いということを書いています。さらに、友達や顔見知りの大人が地域の中にいるということは、子どもの防犯上も良いことだと書いてあります。

こうした状況を考え合わせると、子どもにつきましては学区の学校へ就学することが望ましいと考えて、これまでどおり、通学区域制度は維持していきたいということを書いています。特に小学校につきましては、通学上の安全、防犯という観点、地域とのかかわりの機会、地域行事に参加する機会が多いということから、基本的には通学区域の就学が望ましいと書いております。

次、3 ページ目、学校選択制の見直しでございます。学校選択制については、実施状況から既に定着はしているということ。アンケート結果、保護者意見聴取の結果から現行どおり継続していきますというのが一部見直しをしたいということです。小学校における「きょうだい」優先枠の廃止と書いております。最初に書いてあるのは、「きょうだい」優先枠の概要を書いてあります。抽せん実施の対象となる小学校では、学区外からの希望者のうち、「きょうだい」がその学校に在籍している場合は無抽せんで入学が可能になっている。この「きょうだい」優先枠というものは、保護者の負担軽減ということが目的に導入された

ものですということです。「きょうだい」の優先枠により、抽せんの実施している学校では、兄姉のいないお子さんの受け入れ枠は逆に狭まっています。また、その結果として、兄弟姉妹がそろって住所地の学校ではなく、他の学区に就学している状況も見られるということです。学校選択制は本来理由を問わず、入学したい学校を選択できる制度で、保護者や子どもの学校選択の意思を尊重することを趣旨とする制度です。それで兄姉がいるいないを問うこと、また、以前に兄姉が学校選択希望制により入学した事実が弟妹にも無条件で適用されることは制度の公平なあり方という観点から問題がある。制度のあり方としては、子どもにとっても中立的な制度であるということが必要としております。また、一人ひとりの個性に応じた学校選びを行うことが、制度の本来の趣旨でも

ある。このため、小学校における「きょうだい」優先枠については廃止が適当と書いております。

一方で、保護者の同じ学校に就学させたいという願いには十分理解できます。もし、通学区域の学校ならば、兄弟、姉妹をそろって受け入れることは可能であり、同じ学校を希望される場合は通学区域の学校へ就学をお願いしますとなっております。

ここは経過措置として、下の枠囲みは経過措置でございます。現在、在籍している兄弟の、今公立小学校に兄弟がいるお子さんにつきましては、経過措置として受け入れていきますということ。、この「きょうだい」の優先枠の廃止に伴いまして、指定校変更基準も、兄弟関係という理由は削除させていただきたいと思っております。

2点目の改正点としては通学上の安全確保でございます。現在、教育委員会と学校は通学路の安全点検ということを行ってまいりました。これにつきましては、今後、現在も学校、総合支所、警察、地域住民に一応協力していただいて、通学路点検を春、秋とやっております。一層取り組んで徹底していきたいと考えております。

(3) 学校情報の提供という形で、保護者からやはり学校を選択する際の情報ができるだけ多く欲しいという要望が、これはかなり相当数あります。いろいろな方法をとって、今後も保護者へ積極的な情報発信のあり方、情報発信をしていかななくてはいけないということを書いております。ここに教育推進月間というのも教育委員会は始めましたので、そうした機会をとらえて、また積極的にPRをしていきたいと考えています。

最後に保護者をお願いしたいことということで、学校教育や地域行事、PTA活動への参加、協力ということを書いております。選択をして選んで入った学校であれば、より良い学校づくりのため、積極的な協力をお願いしたいということ。まず、通学上の安全確保ということで、当然、学校選択制で通学範囲は広がりますので、登下校時の安全確保や緊急時の対応など、学校だけではもう限界もございますので、保護者の責任により安全管理をお願いしますということを書いております。

次以降は、前回もおつけしておりましたが、参考資料という形で、アンケートの結果、意見の概要、選択制導入後の学区外からの入学者の割合の状況。これまでの選択制の見直しの経過と、最後が「きょうだい」優先枠による入学者の状況をおつけしております。以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○横矢委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問のある方はどうぞ。

○小島委員 前回のこの教育委員会でのいろいろな意見、皆さんから出たご意見が本当によくまとめられていると思うのです。それでほぼ完璧な内容ではないかと思っています。

1点、学区の学校に入学する子どもは学区を希望した、選択した、というような評価ができないのでしょうか。

○学務課長 学区にお住まいの方も入学意思を確認するために、希望票という形で選択票は出していただいておりますので、そういった意味では、学区の学校を選んだという形の表現はできます。

○小島委員 学区に行った子は何の選択もしないで学区に行っているような雰囲気、今まで議論していたような気がするのです。そうではなくて、親も行ったし、お兄ちゃんお姉ちゃんも行

ったし、私は自分の学区域の学校に行くのだという意味での選択・希望がなされているのだという観点から考えるのも必要なのではないかという気がしたのです。それとのかかわりで、2ページの一番後ろで、前回も議論になったのですが、教育委員会としては通学区域への就学が望ましいと考えていますということなのですが、前回どういう書き方だったか、いずれにしてもこの書き方は、調子が強過ぎるのではとの危惧がありました。通学区域の学校へ、その通学区域の子どもたちに選択してもらったのだという観点からすると、通学区域への就学が望ましいという書き方でいいのか、若干気になるのです。

○学務課長 そこをちょっともう少し学区域の選んでいるお子さんもこれだけいるから、そういった意味では基本的に学区域を選ばれた方がいい。地域とのお友達の関係ですとか、行事参加という形の書き方ということですね。わかりました。ちょっと検討をさせていただきます。

○五味原委員 特に小学校ですよね。

○学務課長 特に小学校においてはという形で修正したいと思います。

○五味原委員 中学校と……。

○学務課長 そうですね、分けて書きます。

○五味原委員 その辺は小学校と中学校の考え方は違うと思うのです。小学校はあくまでも学区域を中心となるわけですよね。特例として選択希望ができる。中学校に関しては、港区内全区を1学区域という考え方をしているわけですよね。そうでしたよね、考え方として。

学区域はあるけれども、考え方の一つ、どこでもいいですよという形になっているわけ。この辺の基本的な考え方の違いがあると思うのです。その辺をうまく使い分けていただかないといけないのではないかと思います。

○学務課長 わかります。では一部そこは修正を加えさせてください。

○横矢委員長職務代理者 ほかにいかがですか。

○教育長 今の議論はそのとおりで、私も前から言っているのは、この学校選択希望制というのは100%希望している。つまり、全ての方が選択をしている。その選択の先が学区域外の学校なのか、学区域の学校なのかということの違いだけであって、100%全ての方が選択はしているのだという考え方なのです。ですから、積極的に学区内の学区域の中の学校を選択している方たちもこれだけ大勢いるのだということを強調していくということが極めて大事だと思います。

○小島委員 あともう1点。中学校の場合で、**通学区域外の学校を希望して抽せんが行われたとき、その学校の通学区域内の子が私立を受験していて未だ合否が分からない場合、抽せんで入学できる数がその分未定となるので、抽せんの結果がなかなか出ない。学校選択希望制で希望した子ども抽せん結果が3月のぎりぎりまで……。**

○学務課長 2月末でした。

○小島委員 2月末でしたか。**学区域の学校より私立に行きたくて私立を受験したが落ちた子と、学区域外の学校に初めから行きたいと選択希望した子の**どちらを優先するのだという意見があったということです。これはなかなか難しい問題であると思いますが、学校選択希望制の趣旨を徹底すれば、そうやって初めから希望しているお子さんの方を優先してあげたいという気はします。また

一方、学区域制度がある以上、学区域内の子は全員やはり受け入れざるを得ないのでしょうね。受け入れざるを得ないとなると、定員との関係でやはりそうならざるを得ない。学校選択希望制の趣旨を徹底すれば、初めから行きたいという生徒の方を優先してあげたいような感じがします。

○横矢委員長職務代理者 自分のことを思い出してみれば、私立を受けるというのは、ある程度皆さん親が決める部分もあり、子どもは落ちたら落ちたで地元に行けるのを楽しみにしていることも多かったと思います。落ちた子はちょっと別だよというような疎外感を味わうことのないようなしなければいけないと感じました。

○小島委員 そちらの面から言うとな。なるほど。

○横矢委員長職務代理者 そうしないといけないのかということも感じます。

○教育長 本当に難しいところですけども、随分意識も変わってきているようで、私立の方を落ちたら地元の学校には行きたくないという、そういうのが恥だからみたいな思いもあるように聞いています。ですから人それぞれなのでしょうけれども、この辺がやはり完全無欠の制度ではないというか、制度上の難しさといいますか、それがあります。でもやはり学区域制度というものがある以上は、その辺、私立に受験を失敗したお子さんでも、地元には必ず行けるのだという、そういう保障みたいなものでしょうか、そういうものは置かざるを得ないのだと思います。

○小島委員 今後またそういう事例が結構でると思うので、そういう質問をされたとき、教育委員会として適確に答えられるようにしておいてもらいたい。今の答えで十分なのでしょうけれども。

○横矢委員長職務代理者 ほかにいかがですか。よろしいですか。4ページの下の通学上の安全確保の項目の下から4行目なのですが、前から文が続いてはいるのですけれども、ここで通学時の安全確保は保護者の責任により行ってくださいという、いきなり何となく通学時は全部保護者の責任と読めてしまうような表記が少しきついのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

○学務課長 ここはあえて保護者の責任によりということ意識して書いている部分です。やはり学校もやることはやるのですけれども、やはり限界があるということで、特に学区域外から来られる場合は、特にその部分も含めて選択、保護者の責任で選択していただきたいという趣旨でここは書かせていただきました。

○横矢委員長職務代理者 選択する際に責任を持って考えてくださいということは言えると思うのですが、何か通学時に何かあった場合の責任は全部保護者というように読めてしまう。何かこの前の文は学校の敷地外の安全管理は学校だけでは困難だというのだけではちょっと今の説明の中身まではわからないような気がします。

○五味原委員 もし職務代理がおっしゃるようなことだと、一体どうやってどこまでの責任をどうするのだという問題点があると思います。むしろ、希望してよその学区域に行くのですから、二つの学区域が連携しない限り、これは不可能なわけですね。責任の所在をはっきりしておかなかったら、今の世の中では問題があると思うのです。

○小島委員 それであれば、登下校時の安全については、教育委員会も学校も最善の努力をはらうけれども、最終的には保護者の責任ですよというような内容に抑えたらいいのではないですか。

○学務課長 わかりました。修正させていただきます。

○横矢委員長職務代理者 保護者が読んだら何となく違和感を感じてしまわないか感じられます。

○小島委員 ちょっと冷たいかと。

○教育長 この辺が現代社会の一つの問題だろうと思うのです。こういうはっきりとした言い方も必要な場合は最近ふえているような気がします。子育てというのは、子どもを教育していくというのは、保護者が最終責任者であるという、それは今共通理解になっているところです。したがって、こういう書き方がいいかどうかわからないけれども、保護者の責任ということはしっかり出していくということは必要だと思います。ただし、書き方の問題で、それは職務代理がおっしゃるように、工夫はいろいろできると思います。

○学務課長 その点は修正させていただきます。

○小島委員 そうですね。やはり教育長の言うように、モンスターペアレンツ対策としてはきちんとした方がいいということは言えますよね。しかし、なかなか難しいです。

○横矢委員長職務代理者 逆にここはでも苦情が出てくるかもしれない。責任放棄するのかというような意見が出てくるかもしれない書き方になっていると思います。そこのあたりをご調整いただければと思います。

○教育長 この辺は非常に欧米の考え方と日本の考え方というのは異なりまして、欧米では塀の外は一切保護者の責任。したがって、車で送り迎えも全部認める。でも我が国というか、港区のほうに書かれていますけれども、保護者での自動車の送り迎えは禁止ですというような書き方をしています。そういうことは、学区内でのいろいろな行動については、教育委員会も学校も責任はある一定程度を負いますととれるわけです。ですからそこが非常に難しい。しかし現実の問題として、学区域外から通ってくるお子さんの全ての責任を負えるかといったら、これはもう当然負えないわけであって、負えないのだということをはっきりやはり言うておくということも必要なのであって、この辺が非常に難しいところだとは思いますが。

○横矢委員長職務代理者 そうすると、自動車での送り迎えで通学することはできませんとここにはっきり書かれていて、責任による行いだけれども、車では送ってはいけない。これどうしてかという理由とかは書かれていないので、ここのあたりが何となく混乱するような気がします。責任があるのはすごく当然のことでわかると思います。これはやはり車の送り迎えというのは、港区として認めないということですか。

○学務課長 そうです。車では送り迎え、同じ時間帯に何台も来られてしまうとやはり。

○教育長 スクールゾーンなのではないですか。

○学務課長 スクールゾーンは時間帯が30分程度の設定であり、車で迎えが多いのは帰りで、何台も車が連なるということになりますと、道路上の邪魔にもなりますし、やはり生活道路でもありますし、学校と地域との協調もありますので、やはり車で迎えは制限する必要があると思います。

○横矢委員長職務代理者 私はわかっているのですが、多分保護者の方はなぜだめなのかというようなことが理解しにくいかと思います。もう少し丁寧に言ってあげるとわかりやすいと思います。安全確保、安全確保と何カ所にも出てくるのですけれども、一番言いたいことは何なのか、伝えた

いことは何なのかというところを、もうちょっとこのところだけ考えていただけるとありがたいと思います。

○学務課長 わかりました。

○横矢委員長職務代理者 ほかにご質問がなければ、これより採決に入ります。よろしいですか。

では、通学区域に関しては、小・中学校を区分しての表現に修正し、登下校時の安全の責任については、誤解を生じないように文章を整理・修正することで、議案第27号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○横矢委員長職務代理者 ではご異議なきものと認め、議案第27号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第28号 港区立生涯学習館条例の一部改正について

○横矢委員長職務代理者 2番、港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例案について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、教育委員会議案資料の第2番をごらんください。議案第28号、港区立生涯学習館条例の一部改正についてでございます。

それでは、2枚おめくりいただけますでしょうか。こちらが新旧対照表になってございます。下段が現行で上段が改正案となっております。今回改正するところは、第4条、休館日についてでございます。まず3号でございますが、年末年始の開館日を各1日ずつふやすという形の改正になってございます。1月2日から同月4日まで、それから及び12月28日を1月2日及び同月3日並びに12月29日としまして、休館日を1日ずつ縮めます。

それから、今回第4条の2、臨時開館についてでございますが、これを追加してございます。これは4条の休館日1号2号です。3号については、年末年始については基本的に除きますという形です。日曜日、国民の祝日について、臨時的に開館することができるとしてございます。第5条でございますが、この裏面をごらんいただきたいと思います。3号でございます。これ4条の2の臨時開館を受けてでございますけれども、開館するときの開館時間については午前9時から午後5時までの間において、委員会が必要と認める時間としてございます。

付則については、平成21年4月1日からという形とするという形になってございます。

○小島委員 これ平成21年でいいのですか。

○生涯学習推進課長 平成21年4月1日から施行します。

○小島委員 今年の年末はやらないのですか。

○生涯学習推進課長 今年は12月28日が日曜日ということで、また、来年1月4日も日曜日ですので、今年度は実質的效果がないため、来年度4月1日からの施行になります。

○小島委員 今年の年末はやる必要がない、日曜日だから。

○生涯学習推進課長 休館日の臨時開館について別に規定しています。

○五味原委員 臨時開館は年末年始除いているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 除いてございます。

○五味原委員 もう一つ伺いたいのですけれども、5条の3項の規定です。委員会が必要と認めるという部分ですが、これは目的と多分時間帯とあると思うのですけれども、これは何か規則か何かで一つの規定があるのですか。

○生涯学習推進課長 開館条例の中でうたってございます。生涯学習館条例第5条の中で、開館時間は午前9時から午後9時半までとしています。ただし土曜日は午前9時から午後5時までとするという形になってございまして、土曜日の開館の時間に合わせるような形で日曜あるいは国民祝日の開館時間を考えています。

○五味原委員 どういう場合に教育委員会が認めるのか。例えば、町会の方々の何か会議があるとか、ボランティアの会が何かを使いたい。もしくは個人が使いたいというような、その点のすみ分けの仕方を何かあるのですか。

○生涯学習推進課長 基本的に生涯学習館については個人の利用はございません。利用の申請については団体に限られてございまして、社会教育関係団体、それから町会、自治会等の関係ですね。それから区民センターあるいは男女平等参画センターに登録している団体ということでございます。社会教育団体については5名以上の登録要件もございます。区民センター等については10人以上というような登録要件がございまして、申請の際に利用目的とそれから予定人数等を書いていただくような形に申請を受けております。そこが5名以上あるいは10名以上というような形での記載になるかと思えます。

○横矢委員長職務代理者 ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

ほかになければ、これより採決に入ります。

議案第28号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○横矢委員長職務代理者 ご異議なきものと認め、議案第28号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第29号 港区立図書館設置条例の全部改正について

○横矢委員長職務代理者 それでは次3番。港区立図書館設置条例の全部を改正する条例案について、図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 それでは、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。資料ナンバー3、最初が条例の全部改正の案でございます。それから1枚めくっていただきまして、2枚目から本文が始まってございます。1枚2枚3枚とございまして、4枚目からが図書館の設置条例の新旧対照表ということで提起されてございます。それから、別とじて参考資料といたしまして、現在の港区立図書館館則といて、これは規則本体になりますけれども、こちらをお配りさせていただいております。こちらを使いましてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明は主に条例案に基づきましてご説明をさせていただきますけれども、随時図書館館則等もご覧いただきたいと思えます。

まず、今回改正する趣旨でございますけれども、現在図書館では月曜日が閉館日となっております。区民サービスの向上を図るため、平成21年度、いわゆる平成21年4月から月曜日を開館することといたしたいと考えてございます。次にもう1点ございまして、図書館の管理運営方法といたしまして、民間のノウハウやアイデアを活用した効率のよい区民サービスの提供を目指しまして、現在、窓口業務委託を実施している三田、赤坂、高輪、港南図書館の4館に指定管理者制度を導入するということの2点が、今回の全部改正の趣旨でございます。

それでは条例案に沿いましてご説明をいたします。1枚おめくりいただきましてご覧いただきたいと思います。今回全部改正ということでございますので、条例の題名、今現在「港区立図書館設置条例」となっておりますけれども、この題が「港区立図書館条例」という条例の題名を改めまして、区の他の公の施設の規程と同様の整備をいたしたいと思っております。

第1条が目的でございます。これには図書館法の目的の部分引用して、区民の教育と文化の発展に寄与するためということを改めて書き加えてございます。第2条は図書館の名称と位置ということの規定でございます。第3条から第6条は参考資料としてお配りしております「図書館館則」規則の方に書いてございましたものを条例事項として挙げてございますので、ちょうど「図書館館則」の2ページからになるかと思います。2ページの事業というところの規則から条例事項として挙げているものです。第3条が事業という項目でございます。

今回、条例事項に上げる際に、館則でございました、館則の方の第3条第5号に、集会室の利用という項目が事業として上がってございましたけれども、今回は図書館の集会室は、一般に公開している、一般利用にさせているわけではありません。図書館事業の中で主に使いまして、その中で館長の、現在、権限で、地元の方とかボランティアの方の研修等に使うときに館長の裁量の中で貸しているというものですので、公の施設の一部という一般利用に供するものではございませんので、今回はその部分は除外させていただいております。

それから第4条は休館日の規定でございます。月曜日と1月4日を開館すると変更を加えてございます。

第5条は開館時間で、こちらの方は現在の規則で入れてあるものをそのまま条例事項として定めてございます。

第6条が損害の賠償ということで、区の他の施設と同様に規定を整備させていただいております。

第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条という条文が追加になってございますが、こちらは指定管理者制度の導入のために規定を整備させていただいているものでございます。

第7条は指定管理者による管理という項目でございまして、地方自治法の規定によって指定管理者が行う業務というものを規定するという事になってございます。

第8条、前ページになってしまいますけれども、申しわけございませんが、指定管理者の指定ということの規定でございます。委員会への指定管理者の申請の手続きが必要なこと、及びその指定の基準を規定してございます。

第9条は指定することができない法人等の規定でございまして、請負契約と同様に、長や議員の関連する団体への指定を禁止する規定でございます。

それから次のページの次で第10条になります。第10条は指定管理者の指定の取り消し等という項目でございます。指定の取り消し及び業務の停止をできる場合の規定を前提したものでございます。

第11条は指定管理者の公表。指定管理者を指定する場合は告示により公表するという規定でございます。また、取り消し及び業務停止の場合も同様に、告示により公表することになってございます。

第12条は管理運営の基準等という項目でございます。図書館の管理運営に関する業務の基準を協定事項の規定でございます。こちらにつきましては、港区の公の施設につきましては第7条から第12条の構成で指定管理者の規定を設けてもらって、そちらと整合性をとってございます。

第13条は委任でございます。

付則は、これにつきましては、開館日の拡大につきましては平成21年4月1日から施行することといたしますが、指定管理者の導入にかかわる規定につきましては、選定、選考の手続きを今年度中に開催する必要があるため、公布の日から施行するということで規定させていただいてございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、決定くださるようお願いいたします。

○横矢委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問のある方はどうぞ。

○小島委員 五味原委員から今聞かれたのですが、このような全面的なものは改正ではなくて、廃止と新たな条例の制定ではないかご意見があります。

○図書・文化財課長 こちらの法務の当局と検討した結果、現在、図書館設置条例というタイトルのもとに、図書館の位置と名称は全て確定しているものがある。法規、条例の継続性を考えたときには、そちらを生かして全部改正というようなことを利用したらどうかという決定をサジェスチョンいただきまして、今回このような廃止条例と新たな制定条例の2本にすることではなくて、今回これでやろうという考え方になってございます。

○小島委員 何故このような質問をしたかと言うと、この付則の一番後ろの付則の2で、この港区立図書館条例は廃止するというのがありました。前には廃止したのかと、では今回もというような意味も含めて質問したのです。

○図書・文化財課長 今回は廃止という手続きではなくて、全面改正をして前の規定を継続しながらという考え方になっております。

○横矢委員長職務代理者 ほかにご質問ございますか。

○小島委員 指定管理者の規定が第8条から後ろの第12条までほとんど占めているのです。これは一般的な条例で指定管理者を置くときもこのように詳しく条項を入れているのですか。それとも、一般的に指定管理者を予定しているところは地方自治法の第何条とか何かを引用する形で書くという方法はないのでしょうか。

○図書・文化財課長 地方自治法に逆に規定がございまして、地方自治法の第244条の2の第3項というところがございます。指定管理者を導入する際は、条例の定めるところにより、管理を行わせるということがありまして、さらに条例で指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を定めると地方自治法に明定されてございますので、基本的には公の施設で

指定管理者制度を導入する公の施設の条例には同様の項目が全部あります。

○小島委員 図書館の条例で、指定管理者の条項がこんなに沢山あるのは、何となく全体の受ける感じが片寄っているような気がしたので。地方自治法がそうなっているのなら仕方ない。

○教育長 これは指定管理者を導入しますということの上で、この第6条のこれは館則にあった利用の制限というものは入れなかったのですか。

○図書・文化財課長 区の法務当局と検討したのでございますけれども、利用の制限ということにつきまして、図書館は原則的に無料の施設で、利用対象者という縛りがございません。だれでも入れる施設でございます。そういうところの中で、利用制限という前回まで図書館の館則の方に持ち上がっていたものでございますけれども、今回、図書館として指定管理者を入れても、区民あるいは利用者の方が快適に使える、そういうものにつきましては、施設の管理者としての管理権限の中で十分対応できるという見解がございます。それと現在も検討している方とか、そういう方が若干図書館にいらっしゃいます。そういう方については、館の職員が館のやはり風紀ですとかそういう権限、通常の管理権限に基づいて促し、場合によっては館から退去していただいいていくとか、そういう実態はございますので、わざわざ条例でそういう公の施設の権限として利用の制限、単なる伝染病患者とか、今まであったような酩酊者とかいうのを条例で明定をして対象を除外するような制限項目は条例ではふさわしくないという判断をさせていただきまして、今回の条例です。

○小島委員 そうすると今の説明ですと、この図書館の館則をさらに整備しないといけないという感じがするのですが、これは整備をするのですか。

○図書・文化財課長 今委員指摘のとおりで、現行の館則を参考として出させていただきましたけれども、図書館館則も条例の改正にあせて、整備の検討を進めてございますので、後ほどこの後の教育委員会の方に改めてご提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○横矢委員長職務代理者 ほかになければ、これより採択に入ります。よろしいでしょうか。

議案第29号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○横矢委員長職務代理者 ご異議なきものと認め、議案第29号におきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第30号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について

○横矢委員長職務代理者 4、港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について、指導室長、お願いします。

○指導室長 お手元の議案資料ナンバー4をご覧ください。港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正についてでございます。3枚目に新旧対照表がございますので、こちらをお開きください。

本規則は、東京都の講師制度に準じまして内容が規定されております。その第1条に、この規則は港区立幼稚園、小学校及び中学校（以下「区立学校等」という。）に勤務する講師（常時勤務を要

しない者をいう。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。ただしということで、ただし書きの改正です。ただし、港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）で任命するコース別少人数指導のための講師に関しては教育委員会が別に定めるということが現行でございますが、そこに「及び特別支援教育に係る個別指導」という文言をつけ加える。それから付則に、この規則は公布の日から施行するという2点が改正案でございます。

なお、特別支援教育に係る個別指導については、平成20年度から、特別支援教室に関するモデル授業を実施しています。そのモデル授業を実施するにあたり、講師を任用する必要がありましたので、追加していくというものでございます。つまり、この規則によらないただし書きにつけ加えるということですので、ただし書きされた特別支援教育にかかわる個別指導の講師もこの規則には適用されないという規則でございます。以上です。

○横矢委員長職務代理者 ただいまの説明に対し、ご質問のある方はどうぞ。

○小島委員 規則ではなくて、教育委員会で別に定める何らかのモデルというのは、何でそういうことにするのですか。よくわからないのですけれども。

○指導室長 少人数指導講師授業に関する要項といいまして、目的以下、それぞれの任命、そのほか職務にかかわるものについて全て規定する要項を作成しております。したがって、特別支援教員にかかわる個別指導のための講師に関する要項についても、それと同じような形で別途に目的、設置、任用期間等々勤務について規定する要項をつくっていくということでございます。

○横矢委員長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

○教育長 内容には全くかわらないということなのですから、ただし書きの後、港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）ということなのですから、先ほどの生涯学習・図書館の条例改正審議の中で、（以下「委員会」という）と表現しています。こういうのはそろえた方がいいのではないかという気がします。何か意味があるのかどうか、指導室長に答えてもらうというよりは、参事に答えてもらいたい、この辺はどうなのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 法制執務上の表現だと思うのですけれども、確かに同じ文言が出てくる場合は簡略化して表現をするということは、これは常道の法の性質上の整備の仕方でございます。教育長がご指摘のとおり、教育委員会の条例規則等においては、港区教育委員会を省略して委員会というのが多いと私も記憶しております。ただこれについては今回訂正はされておられませんけれども、その点を踏まえまして訂正は十分可能でございますので、教育委員会としては文言は統一するべきであろうと考えております。

○小島委員 それでしたら、今回「委員会」にしてしまっているのではないですか。

○指導室長 港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例というところがございまして、ここでは、港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）と規定されておりますので、それに合わせてつくっています。

○教育長 ですから条例を改正するときには、その辺も踏まえて統一していった方がいいですね。

○横矢委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

○次長 補足でご説明しますと、これは区立学校の講師の職改正ですけれども、昨年、特別支援教

育のあり方の検討委員会というものを設けて、昨年度この２月に特別支援教室を区立の小学校などにつくっていかう。今一番直近で御田小学校、それからここであまういけば、あるいは２番目に南山小学校で特別支援教室を設置しようという話になっております。これは２年間ぐらいトライアルをして結果を見ながらやっていく。これは特別な支援を要する子どもたち、学習障害ですとかいろいろなそういう子どもたちを学校の中で、今までは学習支援員をその子どものためにつけるという形でやってきましたけれども、そういう子どもたちに、あいている部屋で特別な指導を行っていかう。そういう計画の中での動きでございます。そうすると教室に張りついている先生が特別支援教室の方で教えれば、もとの教室の方が足りなくなってしまうので、そこに講師が入る。あるいは講師の方がその必要な子どもたちに特別な教育を行う。こういうことを実験的にやっていかうというものの流れでございます。

それから、そうしますと、今のＮＰＯのエッジをお願いをしている学習支援員とのかかわりをどうするのだということがありますので、先生、講師、学習支援員の３者の動き方をここで実験的にトライアルしていかう。これが規則改正の背景でございます。

○横矢委員長職務代理者 ほかによろしいでしょうか。ほかになれば、これより採決に入ります。

議案第３０号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○横矢委員長職務代理者 ご異議なきものと認め、議案第３０号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

第３ 教育長報告事項

１ 港区青少年委員の委嘱について

○横矢委員長職務代理者 日程第３、教育長報告事項。

１、港区青少年委員の委嘱について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは委員会資料番号１番をご覧ください。４月８日の教育委員会の中で、平成２０年平成２１年度の港区青少年委員のメンバーについてご報告したところでございます。港南地区におきましてお１人、資料の一番下に退任者が書いてございますが、斎藤裕子、６期１１年２カ月をお務めになりましたが、５月末で一身上の都合ということで退任の届けが出てまいりました。後任に真ん中の１０番１１番のところは港南地区でございますけれども、芝浦小学校で福邊幸一さん、それから港南小学校区の深野清美さんが新たに６月１日付で青少年委員として加わったということでございます。

福邊幸一さんにつきましては、芝浦小学校のＰＴＡ会長を平成１８年度平成１９年度務められました。それから深野清美さんにつきましては、港南中学校のＰＴＡ副会長を務められました。それ以前には港南小学校のＰＴＡ会長さんを平成１６年平成１７年務められたという経歴を持っています。以上でございます。

○横矢委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

○教育長 斎藤裕子さんの感謝状の贈呈等々あるわけですね。

○生涯学習推進課長 ございます。6月20日に青少年委員の全体会がございます。皆さんのいる場で予定をしております。こちらの方で行いたいと思います。

○教育長 やってくれるわけですね。やるということさえ言ってくれば。

○生涯学習推進課長 こちらの方で。

○教育長 長年ご尽力いただいたのですから。

○生涯学習推進課長 きちんとやりたいと考えてございます。

○五味原委員 つまらないことを伺うのですけれども、この芝浦の福邊さんとそれから深野さん、そして斎藤さん、下の今回退任された。このお三方だけ網かけしてあるのは何ですか。

○生涯学習推進課長 前回、4月8日にお出ししたものと変更のあるところということで。

○五味原委員 そういう意味ですか。

○生涯学習推進課長 そういう意味でございます。

○横矢委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

2 港区体育指導委員の委嘱について

○横矢委員長職務代理者 では2、港区体育指導委員の委嘱について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは資料ナンバーの2番をご覧ください。こちらの体育指導員の追加がございましたので、ご報告するものでございます。こちらも4月8日の教育委員会で全体について、平成20年度平成21年度の体育指導員をご紹介したところでございます。六本木地区がお2人でございましたが2名追加が出てまいりましたので、6月1日付で委嘱する形でございます。

小林美恵さん、山田恵子さん、お2人は麻布十番の住所でございますが、それぞれ得意種目はバレーボール、ソフトボール、スキーということで申請、調書の方をいただいております。以上でございます。

○横矢委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

3 平成20年度夏季学校プール開放について

○横矢委員長職務代理者 3、平成20年度夏季学校プール開放について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは資料番号の3番をご覧ください。平成20年度夏季学校プール開放についてでございます。御田小学校から港陽小学校まで6校、平成20年度につきましては、夏休みの期間、開放していくということでございます。この夏季学校プール開放につきましては、小学校プールを夏休み期間中のおおむね連続した3日間、各1日2時間程度開放します。利用対象者は港区内の小中学生及びその保護者という形になってございます。利用料金については無料ということでございますが、今回神応小学校と芝浦小学校と日にちがちちょっと同じになってございますが、芝浦小学校の方で少し日にちを前倒ししたいというようなお話も聞いてございます。8月4日5日6日に変更予定というようなことも聞いてございますので、少し同じ日が重なることは少なくなっ

てくるのかと考えております。南山小学校、赤羽小学校、港陽小学校が8月1日、4日、5日ということで重なっていますが、赤羽小学校につきましては午後1時半から3時半ということで、少し午前と午後でずらしてあるということです。以上ちょっと工夫をしながら運営していこうということで、平成20年度から取り組んでおります。以上でございます。

○横矢委員長職務代理者　ご質問は。

○五味原委員　この学校プールの開放という事業を主催するのはどこですか。

○生涯学習推進課長　生涯学習推進課の方で主催してございます。

○五味原委員　学校自体が夏休みの授業として、子どもたちにプール開放をやって指導したりしていますよね。

○生涯学習推進課長　しています。

○五味原委員　これを見ると、ほんの一部の学校だけがこういう開放をやっている。この辺の連携というのはどういうふうになっているのですか。

○生涯学習推進課長　確かに学校の水泳授業が7月末までというようにお聞きしております。継続して夏季プールも実施したいということもございます。それで8月上旬ぐらいにしようと、この6校ですけれどもしたいというような形で上がってございます。

○五味原委員　指導室長に伺いますけれども、学校の夏季プールというのはいつからいつまでの間。7月中で終わるものなのですか。そうではなくて、どのように学校が主導で日にちを決めてやっているのか。

○指導室長　学校によって呼び方は違いますが、基本的には、前半後半という形で、ちょうど8月のお盆の時期に、やはり子どもたちが区内にいる人数も少ないですので、そういった時期、あるいはその途中の段階で、水をかえないといけないようなこともありますので、大体真ん中の時期に休みにするところは多いものです。

本区の場合は、平成20年度については、既に3月の教育課程の届け出をする際の補助資料として集め、現在まだまとめている段階ですが、平成19年度の実績を見ますと大体15日間、小学校は平均的に行っています。中学校は部活動がありますので、5日以上8日ぐらいということです。ですから7月の時期と、それからお盆を休みにしてまた後半少しやるというようなことで、夏季休業中は、子どもとか地域の実態に応じて実施しているのが現状です。以上です。

○小島委員　そうすると、おおよそ利用者は大体各校平均というか、おおよそ1校あたり、3日間ありますけれども、要するにどの程度利用されているのかという質問です。

○生涯学習推進課長　夏季プールについては、毎年、学校プール、平成17年度で664人、それから平成18年度で504人というようなことでございます。

○小島委員　これは何か案内とか宣伝とかしているのですか。

○生涯学習推進課長　7月1日号の広報みなどでご紹介したり、チラシとかポスターとか。

○五味原委員　3日間で500人600人の参加者があるということになりますと、もう少し学校の方を広げることはできないのですか。どうやってこの6校が選ばれてくるのでしょうか。

○生涯学習推進課長　基本的には、例えば本村小学校とか赤坂小学校は随時屋内プールをやってい

ますので、そういうところは除かれるということがあります。外のプールで開放できる。あとは学校の状況にもよるかと思います。ちょうどこの時期、夏季学園とかいろいろなことがございまして、それとぶつからないところがやれるというようなお話も聞いてございます。

○教育長 学校プールと違いまして、生涯学習推進課が行う夏季学校プールというのは、親子で来られたりすることが一番の違いです。学校プールはその学年で限定されておりますけれども、親子で一緒にとかそういうためのプールなのでしょう。あくまでもこれは学校主催ではなくて生涯学習推進課が主催をしているわけですので、その趣旨を考えると、学校との調整をしっかりとやって、どのような需要があるのか、では、各学校でやるのかやらないのかということも含めて、今後調査をし、検討してもらいたいと思います。

○五味原委員 そのとおりだと思います。

○横矢委員長職務代理者 ではよろしいですか。

4 生涯学習推進課の5月行事实績・6月行事予定について

○横矢委員長職務代理者 4、生涯学習推進課の5月行事实績・6月行事予定について。この件につきましては、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料4をご覧くださいませようお願いします。特に何か報告することはありますか。

○生涯学習推進課長 特にはございません。

5 図書館・郷土資料館の5月行事实績と6月行事予定について

○横矢委員長職務代理者 5、図書館・郷土資料館の5月行事实績と6月行事予定について。この件につきましても、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料5をご覧くださいませようお願いします。特に何か報告することはありますか。

○図書・文化財課長 1点、報告をさせていただきます。1ページ目の下から4行目から2行目にかけまして、行事の中止というところを書いてございます。おさんぽおはなし会港南のところは天候が非常に悪くて危険という判断を保育園の方でされまして、ちょっと台風のような雨が降っていたのです。ですので、ここは中止させていただいております。それから、次の三田の5月18日にありました映画会でございますが、大変申しわけなかったのですが、前日のテストのときは機械がちゃんと動いていたのですが、当日の朝、機械の故障ということでメーカーを呼んでも復旧できなくて、申しわけなかったのですが中止をさせていただいております。ただ、これは当日の中止でございましたので、参加をご希望で見えた方がおりました。その方には後日また同様の映画を開催する旨、ご説明させていただきまして、当日はお引き取り願ったということでございました。もう一度同じ映画を実施するように手配をして、今日程を組んでいるところでございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○五味原委員 何人ぐらい中止を。

○図書・文化財課長 20人ぐらいです。

○教育長 機械は古いのですか。

○図書・文化財課長 そんなに古くなかったそうなのですけども。必ず前日テストをしてできるかどうか確認をしていたのですけれども、当日何か急にとまってしまったと。

○横矢委員長職務代理者 そういうときは、どのぐらい前からどうやってPRするのですか。

○図書・文化財課長 毎月一月以上前に、館の方ではポスターとか……。

○横矢委員長職務代理者 故障とかで中止になる場合です。

○図書・文化財課長 通常はもっと早くわかったりとかすれば、館に張り出したりとかそのようにやっていますけれども、これ当日の朝でしたので、朝気がついたものですからそこまでできませんで、来ていただいた方に個別にお話をさせていただいて、もう一度同じ機会を設けますということでご説明、お引き取りを願ったということです。

○横矢委員長職務代理者 ほかによろしいでしょうか。

6 6月の指導室事業予定について

○横矢委員長職務代理者 では6、6月の指導室事業予定について。この件につきましては、資料の配布をもって報告といたしますので、後ほど資料6をご覧くださいようお願いいたします。特に何か報告することはありますか。

○指導室長 ございません。

○横矢委員長職務代理者 ほかに何かございますか。よろしいですか。

「閉 会」

○横矢委員長職務代理者 なければ、以上をもって閉会にいたします。次回は平成20年6月24日午前10時からの予定です。ありがとうございました。

(午前11時27分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 高橋 良祐